

事例2（遊泳者負傷）

無資格の操縦者がバランスを崩して落水した状態で航行し、遊泳者に衝突

概要：本船は、無資格の操縦者が1人で乗船し、香川県三豊市楠浜海岸沖を遊走中、操縦者が落水して操縦ハンドルを左手で握った状態で航行し、平成22年8月15日（日）13時00分ごろ同海岸の砂浜に向かって歩いていた遊泳者に衝突し、遊泳者2人が負傷した。

本船（水上オートバイ）

L×B×D：1.87m×0.57m×0.20m

機関出力：52.96kW

本船は、スタンディングタイプと呼ばれる1人乗りで、デッキ後方に立った姿勢で操縦するようになっていた。



本船は、遊走後、テント付近に戻ることにしたが、他の水上オートバイがいたので接近することを避け、約30km/hの速力で南進した

砂浜の手前30m付近まで接近した際、減速するとともに操縦ハンドルを右に取ったところ、落水しそうになり体勢を立て直そうとしたが、身体が不安定な状態となった

前方10m付近にいる遊泳者に気付いたが、遊泳者の約3m手前で落水した

操縦者が落水した状態で、約3m航行した

遊泳者の背後から衝突（遊泳者A：後頭部裂傷、遊泳者B：頭がい骨骨折等）



操縦者は、特殊小型船舶操縦免許を取得しておらず、低速時における操縦方法、遊泳者に対する注意、危険回避の操縦法等の知識や技術を習得していなかった

本船には、落水と同時に機関を停止させる緊急エンジン停止装置が装備されていたが、これにつながるコードを身体に付けていなかった可能性がある

気象：天気 晴れ
風向 西 風速 約3.0m/s

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・水上オートバイを操縦するには、特殊小型船舶操縦免許を取得すること。
- ・遊泳者への接近、遊泳者の付近での疾走、急旋回、縫航などの危険な操縦をしないこと。
- ・安全運航のための知識及び技術の向上に努め、遊泳者への衝突などの危険回避の操縦法等に習熟すること。
- ・水上オートバイを操縦する際は、緊急エンジン停止コードを手首や身体につなぎ、落水等の緊急時に備えておくこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成24（2012）年3月30日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-3-3_2012tk0005.pdf